

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理等に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法、住宅地区改良法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①入居申込者の受付及び審査 ②入居者及び同居者の入退去等の管理 ③所得等の情報を元にした家賃の計算、賦課及び減免 ④駐車場使用情報を元にした駐車場使用料の計算、賦課及び減免 ⑤家賃及び駐車場使用料の収納、督促、還付及び充当 ⑥団地、棟、部屋及び駐車場情報の管理</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の27、52及び93の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <p>(市営住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の申告の受理、審査又はその申告に対する応答に関する事務 ・家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・敷金の徴収に関する事務 ・家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居の申込みの受理、審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・同居若しくは入居承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・高額所得者若しくは滞納者等に対する明渡し請求に関する事務 ・高額所得者の家賃の決定又は明渡請求期限後損害賠償金の徴収に関する事務 ・高額所得者の明渡期限の延長の申出の受理、審査又はその申出に対する応答に関する事務 ・収入超過者等への住宅のあっせん等に関する事務 ・入居者等への収入状況の報告の請求等に関する事務 ・管理について条例で定める事項に関する事務 <p>(改良住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷金の徴収に関する事務 ・敷金の減免の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・家賃若しくは敷金の徴収猶予の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・入居の申込みの受理、審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・滞納者等に対する明渡し請求に関する事務 ・入居者等への収入状況の報告の請求等に関する事務 ・管理について条例で定める事項に関する事務 ・家賃の決定に関する事務 ・家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・割増賃料の徴収に関する事務 ・割増賃料の徴収猶予の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・収入超過者等への住宅のあっせん等に関する事務 <p>(特定公共賃貸住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居の申込みの受理、審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・不正入居に対する賃貸契約の解除に関する事務 <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して手動検索し、取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	市営住宅管理システム、税務システム、中間サーバ、番号連携システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者個人番号管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の27、52及び93

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・情報提供無し (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、93、152及び163の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅政策課
②所属長の役職名	都市整備局住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	都市整備局住宅政策課 電話076-220-2333
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規定」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;">]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>・本市の制定する「特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」により、「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規定」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」を定め、これらを継続的に見直しを改善できるよう措置を講じているため。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	市営住宅管理システム、市営住宅駐車場管理システム、市税総合オンラインデータベースシ	市営住宅管理システム、市税総合オンラインデータベースシステム、中間サーバ、番号連携	事後	重要な変更ではないため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	都市整備局定住促進部市営住宅課長 村田健	都市整備局定住促進部市営住宅課長 山田哲也	事後	重要な変更ではないため
平成28年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開始・訂	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更ではないため
平成29年6月30日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取	公営住宅及び改良住宅の管理に関する事務	公営住宅、改良住宅及び特定公共賃貸住宅の管理に関する事務	事前	
平成29年6月30日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき、以下の事務を行う。	公営住宅法、住宅地区改良法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、	事前	
平成29年6月30日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを取	※右記を追加	(特定公共賃貸住宅) ・入居の申込みの受理、審査又はその申込み	事前	
平成29年6月30日	I 関連項目 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の19及び35	番号法第9条第1項 別表第1の19、35及び61の2	事前	
平成29年6月30日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシ	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	都市整備局定住促進部市営住宅課長 山田哲也	都市整備局定住促進部市営住宅課長 中村信治	事後	重要な変更ではないため
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	都市整備局定住促進部市営住宅課長 中村信治	都市整備局定住促進部市営住宅課長	事後	重要な変更ではないため
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	重要な変更ではないため
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	重要な変更ではないため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	市営住宅管理システム、市税総合オンラインデータベースシステム、中間サーバ、番号連携	市営住宅管理システム、税務システム、中間サーバ、番号連携システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	都市整備局定住促進部市営住宅課長	都市整備局市営住宅課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	別表第1の19、35及び61の2の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	別表第1の27、51及び92の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の19、35及び61の2	番号法第9条第1項 別表第1の27、51及び92	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条第7号に基づく主務省令第2条の表(31、54及び85の2の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(42、68及び114の項)	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	別表第1の27、51及び92	別表第1の27、52及び93	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第1の27、51及び92	別表第1の27、52及び93	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	市営住宅管理システム、税務システム、中間サーバ、番号連携システム	市営住宅管理システム、税務システム、中間サーバ、番号連携システム、サービス検索・電	事後	
令和5年7月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市営住宅課	住宅政策課	事後	
令和5年7月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	都市整備局市営住宅課長	都市整備局住宅政策課長	事後	
令和5年7月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	都市整備局市営住宅課	都市整備局住宅政策課	事後	
令和7年1月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和7年1月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	—	新設	事前	
令和7年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・情報提供無し (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2(42、68及び114の項)	(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・情報提供無し (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(69、93、152及び163の項)	事前	
令和7年1月14日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	